

南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱

令和 5 年 7 月 1 日

告 示 第 9 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、文化又はスポーツに携わる団体が、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の将来の担い手となる人材を確保し、活動体制を強化することを目的として、予算の範囲内で交付する南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 対象者は、市内において活動する文化又はスポーツに携わる団体であって、中学生を含めた若年層の市民等を受け入れ、当該団体の担い手となる人材を確保し、活動体制の強化に取り組むため、継続した活動を続ける団体（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に当たるもの
- (2) 市税及び市に対する債務について滞納があるもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的としているもの
- (4) その他関係法令を遵守していないもの

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が第 1 条に規定する目的のため実施する、4 月 1 日から翌年 3 月末までに終了する市内での活動に係るもので、市長が認めるものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 関係者の親睦等を目的とするもの
- (2) 事業の主たる部分を飲食費等が占めているもの
- (3) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの

(4) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(5) 公共の福祉に反すると認められるもの

(6) 専ら営利を目的としたもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は別表に掲げるとおりとし、市長が認めるものとする。

2 補助金の額は、1団体につき15万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その審査を行い、補助対象事業として適当であると認めるときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定を行うに当たり、当該補助対象事業等の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付申請の内容の修正及び交付条件を付することができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付決定の対象となった事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金変更等申請書（様式第3号）に、第5条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金変更等承認決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して14日以内に、文化・スポーツ担い手強化応援補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 実施したことが証明できる書類等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(補助金の確定及び通知)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた交付決定者は、文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付請求書(様式第7号)により補助金の請求を行うものとする。

(概算払)

第11条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため又は補助対象事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、事業の完了前であっても、概算払いの方法により補助金を交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、文化・スポーツ担い手強化応援補助金返還通知書(様式第8号)により補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他、この告示の規定に違反したとき。
- (4) 第7条の規定により、交付決定を受けた補助対象事業を変更し、中止し

又は廃止することについて市長の承認を受けたとき。

(関係書類の整備及び保存)

第13条 交付決定者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及びその証拠となる書類を整理し、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 対象経費 | 内容例 |
|--------------|-------------|---|
| イベント等実施に係る経費 | 報償費 | イベント等実施に当たっての技術指導、大会運営に係る謝礼等 |
| | 消耗品費 | イベント等実施に必要な消耗品購入費 |
| | 印刷製本費 | イベントや会員募集に係るチラシ、ポスター制作等広報費用 |
| | 委託料 | イベント等の警備委託料、舞台設営費用 |
| | 使用料・借上料 | イベント等の会場使用料、機材借上料 |
| 活動備品等支援経費 | 消耗品費 | 会員の受け入れに必要な消耗品購入費 (ボール、和太鼓用バチ等) |
| | 備品購入費 | 会員の受け入れに必要な備品購入費 (スポーツ用具、競技用タイマー、和楽器スタンド、譜面台等) |
| | 市長が必要と認める費用 | 受け入れ会員の指導に必要な資格取得費用(当該資格取得に係る旅費を除く。) |

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

南あわじ市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
連 絡 先

文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付申請書

南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類等を添えて申請します。なお、補助対象者の認定に当たり、市が代表者の市税の納税情報を調査することを承諾します。

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 事業等の名称 | |
| 2 交付申請額 | 円 |
| 3 事業等実施期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 4 事業等の目的 及び内容 | |
| 5 添付書類 | (1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)その他 |
| 6 担当者連絡先 (電話等) | |
| 7 その他 | |

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号

年 月 日

様

南あわじ市長

文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付申請については、次のとおり交付することに決定しましたので、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

| | |
|---------------------|---|
| 1 事業等の名称 | |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付申請の修正 及び交付条件 | |

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
連 絡 先

文化・スポーツ担い手強化応援補助金変更等申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった文化・スポーツ担い手強化応援補助金について、次のとおりその内容を変更したいので、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 1 変更等の区分 | 変更 ・ 中止 ・ 廃止 |
| 2 補助金交付申請額 | 変更前 金 円 |
| | 変更後 金 円 |
| 3 事業の着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 事業の完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 4 変更の内容及び理由 | |
| 5 添付書類 | (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他 |

様式第4号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

南あわじ市長

文化・スポーツ担い手強化応援補助金変更等承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった文化・スポーツ担い手強化応援補助金変更等申請については、次のとおり決定したので、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

| | |
|-----------|---|
| 1 事業等の名称 | |
| 2 決定内容 | |
| 3 変更交付決定額 | 円 |
| 4 承認の条件等 | |
| 5 不承認の理由 | |
| 6 その他 | |

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

南あわじ市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
連 絡 先

文化・スポーツ担い手強化応援補助金実績報告書

補助事業が完了したので、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり実績を報告します。

| | |
|------------|--|
| 1 事業等の名称 | |
| 2 事業等の実施期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 3 交付決定額 | 円 |
| 4 補助事業の効果 | |
| 5 添付書類 | (1) 収支決算書 (2) 実施したことが証明できる書類等 (3) その他（領収書等の写し） |

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号

年 月 日

様

南あわじ市長

文化・スポーツ担い手強化応援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった文化・スポーツ担い手強化応援補助金事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

| | |
|----------|---|
| 1 事業等の名称 | |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 その他 | |

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

南あわじ市長 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
連 絡 先

文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付請求書

年 月 日付けで確定通知（概算払を請求する場合にあっては、
交付決定通知又は変更等承認決定通知）のあった補助事業について、南あわじ
市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第10条の規定により、次のと
おり請求します。

| | | | | |
|-------------------|----------------------|----------------------|-----|----------------|
| 1 請求の区分 | 確定通知による請求 ・ 概算払による請求 | | | |
| 2 補助金確定額 又は決定額 | 円 | | | |
| 3 既受領額 | 円 | | | |
| 4 今回請求額 | 円 | | | |
| 5 補助金の振込 先 | 金融機関名 | 銀行 金庫 組合 | 支店名 | 本店・支店 本所・支所 |
| | 預金の種類 | 普通 ・ 当座 ・ その他 () | | |
| | 口座番号 | | | |
| | 口座名義 | フリガナ | | |

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

様

南あわじ市長

文化・スポーツ担い手強化応援補助金返還通知書

南あわじ市文化・スポーツ担い手強化応援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金の返還を求めます。

| | |
|----------|---|
| 1 事業等の名称 | |
| 2 既交付済額 | 円 |
| 3 補助金確定額 | 円 |
| 4 返還金額 | 円 |
| 5 返還期限 | |
| 6 返還の理由 | |